



はじめまして！資産税レターでは相続税・贈与税・土地の譲渡・土地活用その他、大切な資産に関する税制や、節税・税務調査のポイントなどの情報を皆様にお届けしたく思います。複雑で難しい分野ではありますがなるべくわかりやすく、ポイントをお伝えできたらと思います。実際に税務調査であった事例なども交えて書いていきたいと思っています。よろしくお願いします。

国税庁の出した平成22年分の相続税申告状況は・・・被相続人数(亡くなられた方)約120万人は、21年から5万人以上増加し過去最高水準となっています。このうち課税対象となったのは、49,733人、一人当たりの課税価格は2億1006万円となっています。死亡者数は高齢化の影響もあり、年々増加傾向にあります。相続税の申告が必要な方は全体の4%程度ですが、今後の改正によって倍になるとも言われています。



資産税実務での実際にあったQ&A

【離婚に伴う財産分与】

離婚に伴い、居住していた居宅(時価3000万円)を夫から妻へ分与するとともに、子供への養育費を月に10万円ずつ払う。妻と子はこの居宅に引き続き居住しているが、近く売却することとなった。売却予定価格3500万円、この場合の課税関係は・・・？

【夫も、元妻も居住用財産の3000万円控除の特例を受けられます】

夫側

・このケースの場合、夫は元妻へ居住用財産を譲渡したことになり、所得税が課税されてしまいます。しかし、居宅を売った場合で、相手が配偶者その他の親族ではない(離婚後だから)場合、居住用財産に該当し3000万円の特別控除を受けられます。

夫: 3000万円(収入) - 150万円(収入 × 5%) - 2850万円(特別控除) = 0円(税金ゼロ)

養育費を受けている場合でも、使えます。

ただし離婚前に分与すると、特別控除を受けることができず、2850万円に課税され500万以上の譲渡税がかかることとなります。

妻側

・離婚での財産分与でもらった財産は贈与税は課税されません。

また、売却した際には、

妻: 3500万円 - 3000万円(必要経費) - 500万円(特別控除) = 0円 (税金ゼロ)

この場合、妻の財産取得費は、財産分与時の価格となります。



〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-11-6 セントラル桜通葵ビル6F
TEL: 052-737-5227(平日9:00~18:00) FAX: 052-737-5228
HP: <http://www.aoi-p.biz/> (税理士法人葵パートナーズ)
<http://www.nagoya-keiri.biz/> (名古屋 経理・給与代行サービス)
<http://www.souzoku-anshin.biz/> (あんしん相続サポートセンター)

相続・贈与・資産税

無料相談のご予約はこちら:

あんしん相続サポートセンター相続
フリーダイヤル

0120-758-260

(9:00~18:00)